公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンタースポーツ及び文化教養活動 団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)会員のスポーツ活動及び文化教養活動の普及と向上並びに会員相互の交流を図ることを目的に活動する団体(以下「同好会」という。)に対し、その普及と育成を図るための補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助資格の要件)

- 第2条 補助の対象となる同好会は、次の各号の要件を備えていなければならない。
 - (1) 10 人以上の会員数を有し、規約を備え、かつ、組織構成が一部の事業所に限定されていないこと。
 - (2) 会員のスポーツ及び文化教養活動等の向上を図り、会員相互の親睦及び事業所間の交流を目的としていること。
 - (3) 活動を継続的及び計画的に行っていること。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする同好会の代表者は、団体活動(スポーツ・文化教養) 補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、規約及び名簿を添えて、申請しなければな らない。

(補助金の交付決定)

第4条 理事長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、事業計画書その他の書類を審査し、補助が適当と認めたものについては、団体活動(スポーツ・文化教養)補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助額の決定)

- 第5条 補助金は、予算の範囲内で交付し、補助額は、1同好会年間5万円を限度として、 算出方法は、次の各号の合計額とする。
 - (1) 均等割 年額 20,000円
 - (2) 会員1人 年額 600円
- 2 年度途中の同好会の結成にあっては、結成月の翌月から補助の対象とし、その算出方法 は、次のとおりとする。

≪算出方法≫

(均等割+会員数×600円) ×補助対象月数÷12=補助額(100円未満の端数は、切捨てとする。)

(実績報告書の提出)

第6条 補助金の交付を受けた同好会の代表者は、その事業の完了後又は翌年度の5月末日までに、団体活動(スポーツ・文化教養)補助事業実績報告書に事業結果報告書及び収支決算書を添えて、理事長に報告しなければならない。

(補助金の監査)

第7条 理事長は、必要に応じ当該補助金に係る事業について、監査及びその適正な執行に

ついて勧告することができる。

(補助金の返還)

第8条 理事長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受け、又は同好会活動を中止し、若しくは補助金の交付要件を欠いた場合は、交付した補助金の全額又は一部の返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、理事長が別に 定める。

附則

- 1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施 行する。
- 2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンタースポーツ及び文化教養活動団体補助金交付要綱による交付事由とみなす。